

地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について

地方分権改革推進計画と地方分権一括法に基づき、地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準を、今回の省令改正により定める。

○地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準（諮問事項）

- ① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの
 - ア 介護サービスに従事する従業者に係る基準及び員数、居室等の床面積、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
 - イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準
- ② 厚生労働省令で定める基準を標準とするもの
 - ・ 利用定員に関する基準（①イを除く。）
- ③ 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの
 - ・ ①、②以外のその他の設備及び運営に関する基準

○特別養護老人ホームの定員について（諮問事項）

参酌すべき基準とされている介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準において「4人以下」から「1人」とする。「省令が施行の際現に存在している特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く）については、4人以下とする」経過措置を設けることとする。

従うべき基準とされた基準（諮問事項）

1. 人員配置基準

- 従業者及びその員数：全サービス
- 介護（介護職員一人以上常勤）
 - ：指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護
- 管理者：全サービス
- 代表者：指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ユニット型施設・事業所における従業者の勤務体制
 - ：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- 具体的取扱方針（サービス提供時の介護職員及び看護職員の配置）
 - ：指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当介護予防訪問入浴介護

2. 居室面積基準

- 居室・病室・療養室の利用者・入所者（入院者）1人当たり面積基準
 - ：指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定療養通所介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、

3. 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準

- 内容及び手続きの説明及び同意：全サービス
- サービス提供拒否の禁止：全サービス
- 身体的拘束等に係る規定：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護
- 秘密保持等：全サービス
- 事故発生の防止及び発生時の対応：全サービス
- 診療の方針：介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- 主治の医師との関係：指定訪問看護、指定介護予防訪問看護
- 同居家族に対するサービス提供の禁止・制限
 - ：指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、指定夜間対応型訪問介護、基準該当訪問介護、基準該当介護予防訪問介護

4. 利用定員及び登録定員に関する基準

- 指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

標準とされた基準（諮問事項）

利用定員：指定療養通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護

その他（諮問事項以外の事項）

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、

- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員について、それぞれ29人以下、30人以上の範囲とすること。
- ・ 指定居宅サービス等の法人格の有無に係る基準について、厚生労働省令で定める基準に従い条例を定める。厚生労働省令では、「法人であること」と規定する。

3

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）

【老人福祉法】

- 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(17条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

【介護保険法】

- 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(74条1項、78条の4第1項、115条の4第1項、115条の14第1項)並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(74条2項、78条の4第2項、115条の4第2項、115条の14第2項)を、条例(制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする(ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。)

- 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(88条1項、97条2項(ただし、医師及び看護師を除く。)、110条1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準(88条2項、97条1項(ただし、療養室、診察室及び機能訓練室を除く。))及び3項、110条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）

○ 介護保険法（平9法123）

- ・ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（70条2項1号、115条の2第2項1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（78条の2第1項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- ・ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（78条の2第4項1号、115条の12第2項1号）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

○ 平成22年9月21日「一部ユニット型施設の基準等に関するとりまとめ」

- ・ 地域主権改革推進一括法案の成立・施行後においては、生活保護受給者も入所できるような実態となることを前提に、「参酌すべき基準」と整理されている介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準においては「1名」とするよう検討すべきである。

5

地方分権一括法成立後の介護報酬の考え方①

○ 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝

（平成21年11月12日）

（山井政務官）異論があるのかもしれないが、基準を緩めて、基準を低くされる場合に関しては、条例委任を認める前提として、標準、参酌すべき基準の場合、国の基準を下回るサービスをするのであれば、サービス水準に応じた老人福祉の介護報酬等を設定すると。これは、狭い部屋や或いはサービス水準を下げるわけなので、費用が少なくなる場合があるので、サービスを下げて、コストが減るにも関わらず、同じ介護報酬だとサービスを下げた方が地方自治体が得をするというモラルハザードのようなことになって駄目なので、そういうことにならない範囲で、こういう配慮も必要なのではないかと考えている。

6

地方分権一括法成立後の介護報酬の考え方②

○ 介護報酬改定の際の検討事項

- 1 都道府県又は市町村が条例で独自に基準を定めた際に、その内容が著しく均衡を失する場合、介護サービスの質の確保等の観点から、あらかじめ、提供されるサービス水準に応じて介護報酬を設定することを検討する必要があるのではないか。

(参考1) 今までの介護報酬は省令で定める基準に基づき、一定以上の質が担保されていることを前提に、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案して算定してきたところである。今後は、「標準」「参酌すべき基準」とされた事項については、都道府県又は市町村の条例で独自に基準を定めることが可能となる。

このため、通常は独自基準を定めた場合、地方分権一括法が施行される来年4月以降、介護サービス事業者の指定を通じて、継続的に費用が変動し、介護報酬に反映されることになる。

(参考2) 現行の人員基準欠如の減算規定

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、所定単位数70%を算定

- 2 上記の観点に立てば、例えば、ユニット型の施設基準において、「参酌すべき基準」とされている部分については、報酬告示においてユニット型の介護報酬を支払う場合を明確に規定しておく必要があるのではないか。
- 3 また、居室定員は参酌すべき基準となっているため、
 - ①居室定員が1名（場合によっては2名）の施設
 - ②居室定員が4名以下の施設（①に該当する施設を除く）
 - ③居室定員が5名以上の施設のいずれの施設も存在し得ることとなるが、これらについて異なる報酬を給付することとしてはどうか。特に③については、報酬上強い減算規定を置くこととしてはどうか。

今後のスケジュール

- 第1次一括法及び第2次一括法の施行に伴う政令・府省令の改正等の留意点について

(平成23年4月5日 内閣府地域主権戦略室 事務連絡)

平成24年4月1日施行のもの及び平成25年4月1日施行のものについては、政令・府省令の整備を受けて、地方自治体が条例整備や体制整備をするための期間を確保するために一定の期間を置いて施行期日を定めているものであることから、他の政省令整備を要する事項と同様に、原則として公布後3月以内に行っていただきますようお願いいたします。

(第1次一括法：5月2日公布、改正介護保険法等：6月22日公布)

- パブリックコメントなど所定の手続に従い公布、平成24年4月1日施行